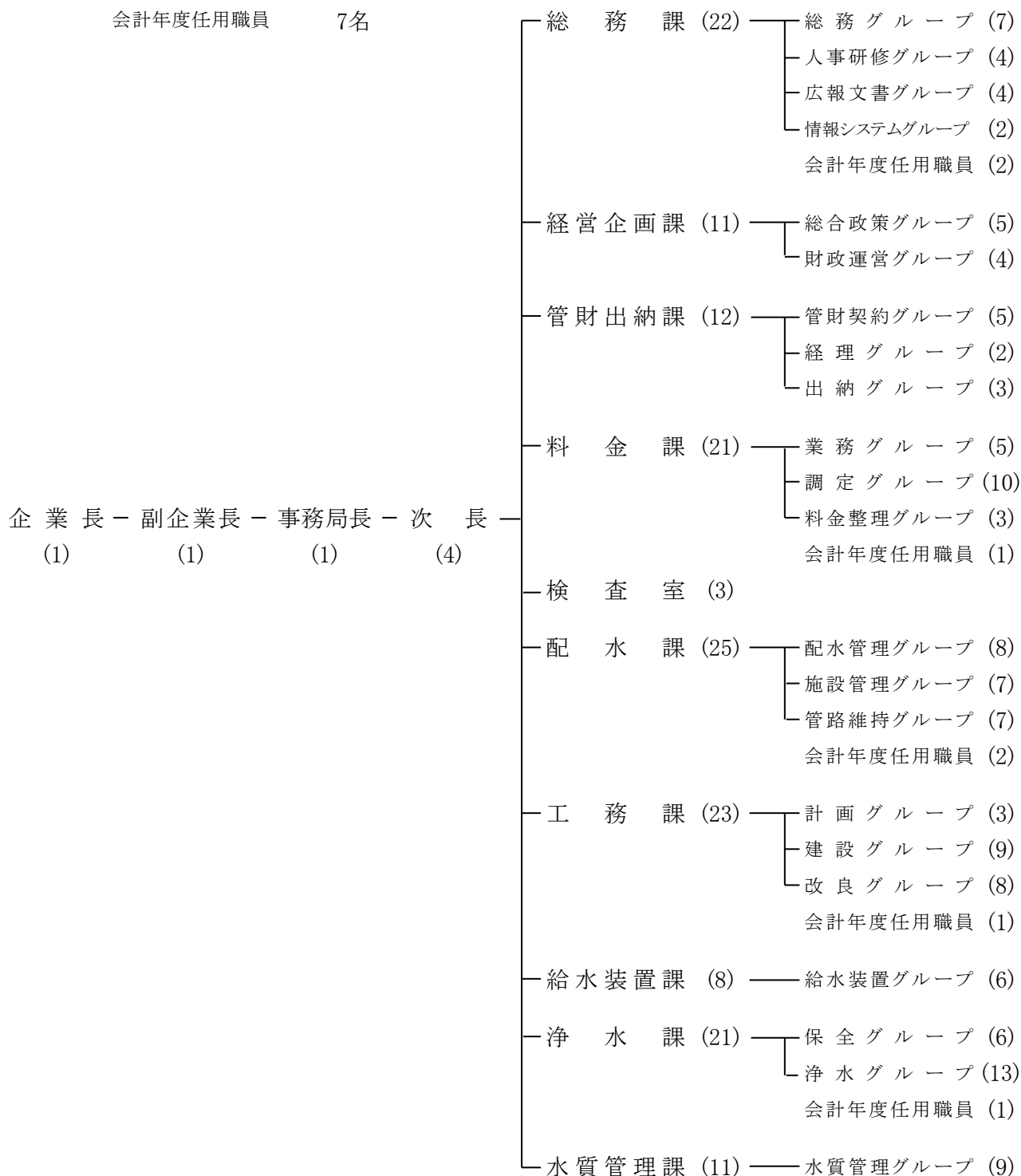


4. 機 構

(1) 機 構 図

(令和4年4月1日現在)

特 別 職 2名
 職 員 155名
 会計年度任用職員 7名



議 会 — 議会事務局
 監査委員 — 監査委員事務局

(注) 議会事務局は企業団職員が併任
 監査委員事務局は八戸市監査委員事務局職員が併任

(2) 職 員 数

(令和4年4月1日現在)

区 分 課 名	事務職員 61 人											技術職員 94 人									合 計			
	事 務 局 長	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	主 幹	主 査	技 査	主 事	技 師	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	事 務 局 長	次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	主 幹	主 査	技 査	主 事	技 師		再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	
	1																							1
総務課		1	2	3	5	3	1	3	2	1	(2)													21 (2)
経営企画課		1	2	1		1		2						1	1		1	1	1					12
管財出納課			1	4	1	2		4																12
料金課			1	3	9	3		4			(1)													20 (1)
検査室														1	1							1		3
配水課											(1)		1		5	4		7		6	1	(1)		24 (2)
工務課											(1)			1	4	7		4		6				22 (1)
給水装置課														1	3	1		1		2				8
浄水課											(1)		1		3	4	1	4	1	7				21 (1)
水質管理課														1	1	4		1		4				11
計	1	2	6	11	15	9	1	13	2	1	(6)		2	4	18	21	1	18	2	26	2	(1)	155 (7)	

※()内は、短時間勤務職員について外書きした。

(3) 年齢別・勤続年数別・給料月額別職員構成（会計年度任用職員を除く）

ア 年齢別職員構成

（令和4年4月1日現在）

	事務職(人)	技術職(人)	計	
			人員(人)	構成比率(%)
25歳未満	2	3	5	3.2
25～30歳未満	7	17	24	15.5
30～35歳未満	10	17	27	17.4
35～40歳未満	7	15	22	14.2
40～45歳未満	7	10	17	11.0
45～50歳未満	7	6	13	8.4
50～55歳未満	13	15	28	18.1
55～60歳未満	7	9	16	10.3
60歳以上	1	2	3	1.9
計	61	94	155	100.0
平均年齢	42歳6月	40歳3月	41歳1月	—

イ 勤続年数別職員構成

	事務職(人)	技術職(人)	計	
			人員(人)	構成比率(%)
5年未満	8	13	21	13.5
5～10年未満	9	20	29	18.7
10～15年未満	8	18	26	16.8
15～20年未満	5	9	14	9.0
20～25年未満	10	12	22	14.2
25～30年未満	5	1	6	3.9
30～35年未満	6	11	17	11.0
35年以上	10	10	20	12.9
計	61	94	155	100.0
平均勤続年数	19年0月	16年6月	17年6月	—

ウ 給料月額別職員構成

	事務職(人)	技術職(人)	計	
			人員(人)	構成比率(%)
15万円未満	0	0	0	0.0
15～20万円未満	6	6	12	7.7
20～25万円未満	10	28	38	24.5
25～30万円未満	10	16	26	16.8
30～35万円未満	7	11	18	11.6
35～40万円未満	19	27	46	29.7
40～45万円未満	8	6	14	9.0
45～50万円未満	1	0	1	0.7
50万円以上	0	0	0	0.0
計	61	94	155	100.0
平均給料月額	316千円	299千円	306千円	—

(4) 事務分掌

課名	分 掌 事 務
<p>総務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課及び室の事務の総合調整に関すること。 2 事務改善の企画調整に関すること。 3 構成市町との連絡調整に関すること。 4 議会の招集、議案の総括、議決の処理等に関すること。 5 条例、規程等の審査及び整理に関すること。 6 公印の管理に関すること。 7 文書等の收受及び発送並びに管理の総合調整に関すること。 8 行政文書の開示に係る事務の総括に関すること。 9 個人情報の保護に係る事務の総括に関すること。 10 行政手続に係る事務の総合調整に関すること。 11 審査請求に係る事務の総括に関すること。 12 行政不服審査会の庶務に関すること。 13 日本水道協会及び全国水道企業団協議会等に関すること。 14 水道事業に係る広報及び広聴に関すること。 15 報道機関との連絡調整に関すること。 16 企業団史の編さんに関すること。 17 水道協力員の庶務に関すること。 18 水道事業の広報に関する行事等の企画及び実施に関すること。 19 ボトルドウォーターの製造、管理等に関すること。 20 職員の人事及び労務に関すること。 21 職員の給与等及び旅行に関すること。 22 職員の研修の計画及び実施に関すること。 23 職員の労働安全衛生に関すること。 24 職員の福利厚生に関すること。 25 市町村職員共済組合に関すること。 26 職員に係る公務上の事故処理に関すること。 27 水道情報システムにおける情報資産等に係る事務の総合調整に関すること。 28 所管の庁内情報ネットワークの管理に関すること。 29 所管の水道情報システムの保守、運用等に関すること。 30 下水道使用料等の電算処理業務の受託に関すること。 31 災害対策の総括に関すること。 32 災害予防その他の防災対策の企画立案に関すること。 33 災害訓練の主宰に関すること。 34 災害対策に関する諸規定の整備に関すること。 35 前3号に係る各課、関係機関との連絡調整に関すること。 36 所管の施設の改良、修繕等の施工及び維持管理に関すること。 37 所管の公用車の維持管理に関すること。 38 前各号に掲げるもののほか他の課及び室の所管に属さない事項
<p>経営企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業全般にわたる基本計画及び経営計画の策定及び推進に関すること。 2 水道施設の建設改良・維持管理事業に係る基本計画の立案に関すること。 3 水道事業の技術的課題の企画及び調整に関すること。 4 財政計画の立案に関すること。

課名	分 掌 事 務
経営企画課	5 経営認可の申請に関する事。 6 水利権の申請及び更新に関する事。 7 分水契約に関する事。 8 水道技術管理者の庶務に関する事。 9 経営審議会の庶務に関する事。 10 事業評価委員会の庶務に関する事。 11 予算の調製、配当、統制等に関する事。 12 決算に関する事。 13 企業債に関する事。 14 資産の減価償却に関する事。 15 構成団体の出資金、負担金等に関する事。 16 世増ダムに係る負担金、売電収入等に関する事。 17 統計資料の収集管理及び調査統計に関する事。 18 共同施設の庶務に関する事。 19 北奥羽地区水道事業協議会の庶務に関する事。 20 所管の公用車の維持管理に関する事。 21 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。
管財出納課	1 予算執行の総括管理に関する事。 2 支出事務（支出負担行為の一部を除く。）の集中処理に関する事。 3 支出命令の審査に関する事。 4 金銭企業出納員の金銭会計事務に関する事。 5 出納取扱金融機関等に関する事。 6 証書類の保管整理に関する事。 7 資金計画及び一時借入金に関する事。 8 計理状況の報告に関する事。 9 定期監査に係る各課及び室の調整に関する事。 10 工事等の契約に関する事。 11 財産の総括及び処分に関する事。 12 備品の総括管理に関する事。 13 各種損害保険に関する事。 14 入札監視委員会の庶務に関する事。 15 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。
料金課	1 給水条例に規定する諸届（給水装置に係るものを除く。）の処理に関する事。 2 料金の徴収に関する事。 3 料金の過誤納に係る処理に関する事。 4 料金収納等の事務の委託に関する事。 5 停水措置及び滞納整理に関する事。 6 使用水量の計量及び認定に関する事。 7 料金等の減免に関する事。 8 料金等の苦情処理に関する事。 9 所管の公用車の維持管理に関する事。 10 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。

課名	分 掌 事 務
検査室	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事等の検査に関すること。 2 所管文書の收受及び発送並びに管理に関すること。
配水課	<ol style="list-style-type: none"> 1 配水運用計画及び管網調整に関すること。 2 配水管路の情報収集及び維持に関すること。 3 配水調整に関すること。 4 管路情報の整備、保管等に関すること。 5 給水栓水の水質保全に関すること。 6 配水量等の統計及び保管に関すること。 7 所管の施設の運転及び維持管理に関すること。 8 所管の施設の更新計画に関すること。 9 所管の施設の改良工事又は修繕工事の設計及び施工の監督に関すること。 10 配水補助管の工事の設計及び施工の監督に関すること。 11 緊急修繕工事等の設計及び施工の監督に関すること。 12 漏水防止計画並びに技術的な調査及び研究に関すること。 13 漏水調査に関すること。 14 配水管等破損に係る補償金の調定に関すること。 15 災害用の資材、給水タンク、給水用具等の管理に関すること。 16 たな卸資産の購入及び出納保管に関すること。 17 たな卸資産の売却に係る代金の徴収に関すること。 18 道路等の占用許可の更新に関すること。 19 水道管路埋設状況調査の対応に関すること。 20 所管の工事に係る不動産の取得及び工事補償に関すること。 21 無線の総括管理に関すること。 22 水道技術研修センター及び資材備蓄センターの運営維持に関すること。 23 水道緊急連絡管における保全水に係る調定事務に関すること。 24 消火栓移設、修理等に関すること。 25 弁栓等の維持管理に関すること。 26 水道用材料の調査、研究、実験及び改良に関すること。 27 配水管工等に係る研修の計画及び実施に関すること。 28 所管の公用車の維持管理に関すること。 29 所管文書の收受及び発送並びに管理に関すること。
工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管路整備工事計画の作成、調整等に関すること。 2 管路に係る建設改良事業及び移設工事の企画、調整等に関すること。 3 計画配水管の設計及び施工の監督に関すること。 4 建設改良工事、移設工事及び受託工事の設計及び施工の監督に関すること。 5 受託工事の調整に関すること。 6 消火栓設置工事又は移設工事の設計及び施工の監督に関すること。 7 建設改良事業の設計及び施工の監督に関すること。 8 国庫補助金及び県費補助金の調整、申請及び請求に関すること。 9 所管工事の建設改良事業に係る企業債の申請に関すること。 10 所管の工事に係る不動産の取得及び工事補償に関すること。

課名	分 掌 事 務
工務課	11 所管の公用車の維持管理に関する事。 12 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。
給水装置課	1 給水装置工事に関する審査、検査及び立会に関する事。 2 水道加入金及び給水装置工事に係る手数料に関する事。 3 指定給水装置工事事業者の指定、指導及び監督に関する事。 4 私有管に係る固定資産の無償譲受けに関する事。 5 開発協議に関する事。 6 助成金工事の審査に関する事。 7 貯水槽水道に係る指導、助言、勧告及び情報提供に関する事。 8 給水装置に関する業務委託の設計及び施行の監督に関する事。 9 給水装置工事における道路等の占用に関する事。 10 給水装置に係る埋設管調査等の対応に関する事。 11 量水器の購入及び出納保管に関する事。 12 量水器の検満取替に関する事。 13 中古量水器の売却に関する事。 14 所管の施設の改良工事又は修繕工事の設計及び施工の監督に関する事。 15 所管の工事に係る不動産の取得及び工事補償に関する事。 16 所管の公用車の維持管理に関する事。 17 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。
浄水課	1 所管の浄水場の運転管理及び処理工程における水質管理に関する事。 2 所管の導水ポンプ場等の運転管理に関する事。 3 取水・導水・浄水・送水施設及び1次配水池(量水器を含む。)の維持管理に関する事。 4 所管の施設の改良工事又は修繕工事の設計及び施工の監督に関する事。 5 所管の工事に係る不動産の取得及び工事補償に関する事。 6 所管の公用車の維持管理に関する事。 7 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。
水質管理課	1 水道法で定められた水質検査に関する事。 2 水源の水質調査及び水質保全に関する事。 3 原水から給水栓水までの総合的な水質管理に関する事。 4 水質管理の調査及び研究に関する事。 5 所管の施設の改良、修繕等の施工及び維持管理に関する事。 6 所管の公用車の維持管理に関する事。 7 所管文書の收受及び発送並びに管理に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか水質管理に関する事。